

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第32号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の162の項に規定する事務（適正計量管理事業所の指定に係る検査を除く。）に係る手数料については、必要に応じて後納させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。